新	旧	備考
海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款	海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款	
平成13年4月1日 01-制度-00007 沿革 (略) <u>平成22年3月29日</u> 一部改正	平成13年4月1日 01-制度-00007 沿革 (略)	
第 1 条~第29条 (略)	第 1 条~第 29 条 (略)	
(保険代位) 第30条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、 <u>法第25条の</u> 規定に基づき保険金の支払の時に被保険者の有していた 貸付金等に係る債権を支払った保険金の額の第4条に規定す る残額に対する割合をもって取得する。	(保険代位) 第30条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、商法(明 治32年法律第48号)第662条の規定に基づき保険金の 支払の時に被保険者の有していた貸付金等に係る債権を支払 った保険金の額の第4条に規定する残額に対する割合をもっ て取得する。	
第31条~第38条 (略)	第 31 条~第 38 条 (略)	
附 則 この改正は、平成22年4月1日から実施する。		